

税務 | 生命保険料の取扱い

2024年3月

■ 文書

ハノイ市税務局は、2024年2月23日付で、生命保険の税務に関するオフィシャルレター 8974/CTHN-TTHTを発行しました。

■ ポイント

企業

通達 CIRCULAR 25/2018/TT-BTC によると、企業が従業員のために生命保険を購入する場合、支出が1人あたり300万VND/月を超えず、本通達第3条の条件を満たす限り、法人税を計算する際にその費用を損金として計算できます。

個人

通達 CIRCULAR 111/2013/TT-BTC及び通達 CIRCULAR 92/2015/TT-BTCに基づき：

生命保険料は強制加入保険ではないため、個人所得税の計算における控除項目には含まれません。

企業が従業員のために生命保険を購入し、保険料の積立がある場合、積立保険料に基づき課税所得、控除額が決定されます。生命保険契約の利息、補償金による収入は、個人所得税の対象外となります。

企業が保険料を積み立てずに従業員のために生命保険を購入した場合、当該購入金額は個人所得税の課税所得とはみなされません。

■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援 ✓ 月次記帳 ✓ 税務申告 ✓ ライセンス ✓ ビザ ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：024-3943-2742

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>

vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。